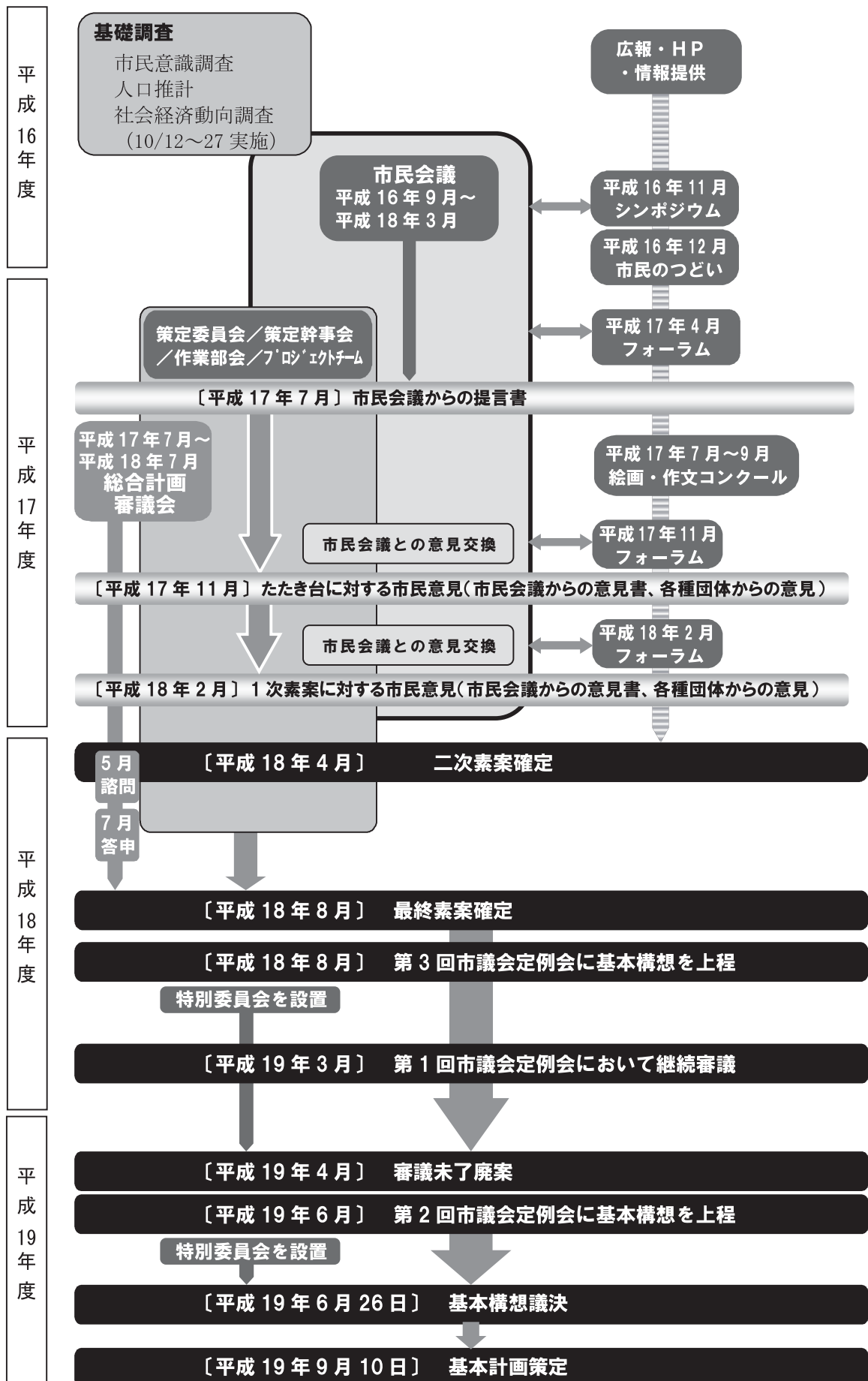
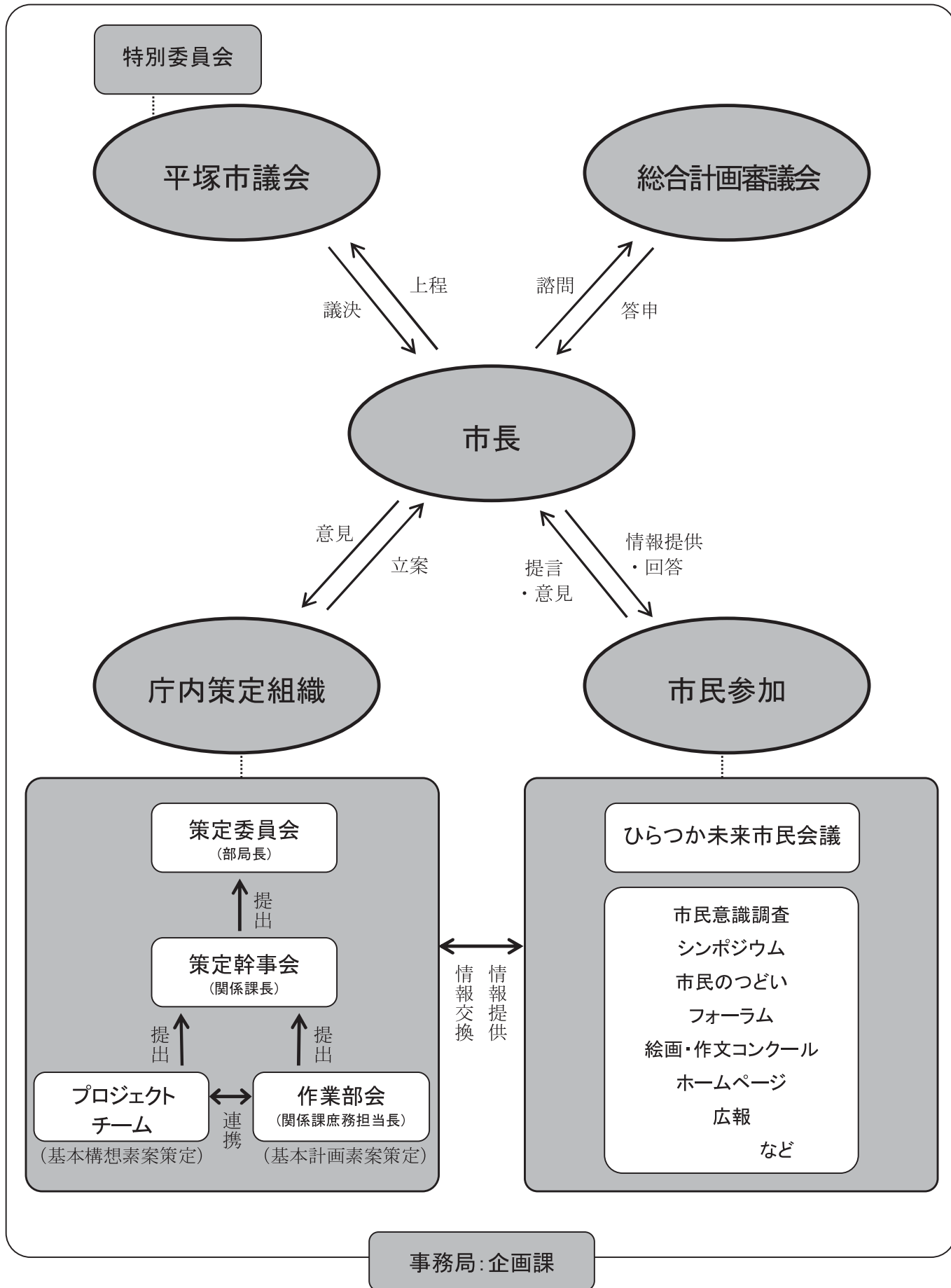


資料編





(1) 平塚市総合計画審議会条例

平塚市総合計画審議会条例

昭和44年3月31日

条例第5号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じて本市の総合計画の審議を行うため平塚市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員 3人以内
- (2) 市教育委員会の委員 1人
- (3) 市農業委員会の委員 1人
- (4) 市の区域内の公共的団体の役員又は職員 7人以内
- (5) 市民 3人以内
- (6) 学識経験を有する者 5人以内
- (7) 関係行政機関の職員 3人以内

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る審議の終了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（昭和58年6月24日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成11年3月19日条例第2号）

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 平塚市総合計画審議会委員名簿

(50音順)

氏名	役職等
あかい かずのり 赤井 和憲	神奈川県議会議員
いとう とおる 伊藤 亨	神奈川県議会議員
いとうえ たかし ◎ 井上 孝	東海大学政治経済学部 学部長 (教授)
いまはら たつろう 今原 立郎	西湘地域連合 議長代行
えとう ひろいち 江藤 博一	(社) 平塚青年会議所 理事長
おがわ しょうぞう ○ 小川 詔三	平塚市自治会連絡協議会 副会長
おざわ ひろし 小澤 博	平塚市教育委員会 委員
かたくら あきひろ 片倉 章博	平塚市議会議員
かとう くにお 加藤 国夫	神奈川県湘南地域県政総合センター 所長 (第1回～第3回)
きむら ひろし 木村 博	神奈川県平塚土木事務所 所長 (第4回～第6回)
こいけ ひろよし 小池 裕司	(社) 平塚市医師会 会長
ごとう いさむ 後藤 勇	平塚市漁業協同組合 組合長
こまつ よしこ 小松 良子	平塚市食生活改善推進団体 元会長
しげた たかし 茂田 孝	公募市民
しもだ よしお 下田 喜夫	公募市民
たなか ともりのり 田中 友規	神奈川県平塚保健福祉事務所 副所長
ないとう ゆうじ 内藤 有二郎	神奈川県平塚土木事務所 所長 (第1回～第3回)
ながお のぶよし 長尾 信義	公募市民
はしもと けんいち 橋本 謙一	神奈川県湘南地域県政総合センター 所長 (第4回～第6回)
まつざき きよこ 松崎 清子	平塚市議会議員
みさわ けんいち 三澤 憲一	平塚商工会議所 副会頭
みずの たいすけ 水野 泰助	平塚市議会議員
みやた としあき 宮田 敏昭	平塚市農業委員会 農政部長
もり まさあき 森 正明	神奈川県議会議員
やなぎた ひとし 柳田 仁	神奈川大学経営学部 教授

※役職等については、委嘱時のものとする。

◎ : 会長

○ : 副会長

(3) (仮称) 次期平塚市総合計画「基本構想及び基本計画」(素案) について (諮問)

18平企第62号

平成18年(2006年)5月9日

平塚市総合計画審議会

会長 井上 孝 様

平塚市長 大 藏 律 子

(仮称) 次期平塚市総合計画「基本構想及び基本計画」(素案) について (諮問)

このたび、平成28年度(2016年度)を目標年次とする、(仮称)次期平塚市総合計画「基本構想及び基本計画」(素案)について別冊のとおり策定いたしましたので、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

以 上

(4) (仮称) 次期平塚市総合計画「基本構想及び基本計画」(素案) について (答申)

平成18年7月4日

平塚市長 大藏 律子 様

平塚市総合計画審議会
会長 井上 孝

(仮称) 次期平塚市総合計画「基本構想及び基本計画 (素案)」について (答申)

平成18年5月9日付をもって、貴職から諮問のありました(仮称)次期平塚市総合計画「基本構想及び基本計画(素案)」について、本審議会では慎重に審議を尽くした結果、次のとおり答申します。

なお、「序」以降に掲げる意見については、審議の途中で解決した意見を除いています。

答 申

わが国では、これまでに経験したことのない人口減少時代を迎えており、国が進める地方分権や教育、社会保障などの制度改革も不確実な状態が続いています。

また、本市を取り巻く社会経済情勢は、少子・高齢化の一層の進展、環境問題の深刻化、経済のグローバル化、情報技術の飛躍的な進展など、以前にも増して、その変化のスピードを速めています。

こうした時代潮流の中でも、活力に満ちた住みよいまちを構築していくためには、本市の恵まれた自然環境や歴史・文化・都市基盤などを活かしながら、将来を担う「ひと」や地域経済を牽引する新たな産業を育てることが必要です。

今日の厳しい財政状況の下、このようなまちづくりを着実に進めるためには、市民と市が将来のビジョンや目標を共有した上で、真に求められる施策を選択し、地域力・市民力を活かしながら、持続可能な新しいまちづくりに取り組むことが重要です。

本審議会は、このような基本的な考え方から、「基本構想及び基本計画(素案)」の内容については、概ね妥当なものと考えますが、計画の策定に当たっては、次の事項に十分配慮することを望みます。

1 序

(1) 総合計画の特徴について

ア 「平塚らしさ」を活かしたまちづくりの展開が「総合計画の特徴」の最初に挙げられるべきである。

イ 「社会計画」という言葉は、一般的ではなく分かりにくいいため、表現について工夫されたい。

(2) 平塚市の特性について

自治会は、これまで、本市における住民自治において重要な役割を果たしているため、「(5) 多彩な市民活動」においては、自治会による地域活動を本市の特徴の一つとして表現されたい。

2 基本構想

(1) 将来像について

社会経済情勢の変化が激しく、将来の見通しが不透明な現在、将来像は、都市のビジョンや進むべき方向を示す重要な部分である。本市では、人口減少時代においても発展するまちづくりが必要であり、居住地や企業立地の場として選択される「魅力」、市民や地域が育てる都市の「活力」を意識した表現を工夫されたい。

(2) 土地利用について

土地利用の展開に当たっては、自然との調和とともに、産業の活性化の視点が重要である。大学等と連携した学術・研究機能などを念頭に置きながら、平塚ばらの丘ハイテクパーク構想からつながる西部地域の位置付けについて明確にするよう工夫されたい。

(3) 広域的な行政について

地方分権の進展に伴い、広域的な行政のあり方について議論が活発になっているため、今後、創造力を発揮した行政運営が展開できるように、広域連携だけでなく合併についても、市民が検討できるよう表現されたい。

3 基本計画

(1) 高齢者の虐待防止について

平成18年4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」の施行など、高齢者の虐待防止の必要性が高まっているため、本市においても着実に取り組むよう、「市民と市（行政）の役割」のうち、「市（行政）」の役割を表現されたい。

(2) 子育て支援について

本市の総合計画策定に関する市民意識調査において、子育て環境に対する評価が低いことは、都市の活力低下など将来の平塚市にとって憂慮すべきことである。今後、子どもを生み育てる世代にとって暮らしやすい都市の魅力を創出することが重要であり、子育て支援など、子どもたちが生まれ、育つ環境の充実に積極的に取り組むよう、施策の優先的な位置付けに努められたい。

(3) 市民の交流活動について

市内の高等学校では、ヤーコンへの取り組みや人形浄瑠璃などが行われており、それらの活動も市民との交流に活かしていけるよう表現されたい。

(4) 海岸線・砂浜の保全について

近年、海岸線・砂浜の後退が顕著となっている。美しく広々とした砂浜で、より多くの市民が海に親しめるよう、海岸浸食の防止について表現されたい。

4 その他

(1) 計画の具体性について

今後のまちづくりにおいては、本計画によって市民と市が目標を共有し、その実現に力を合わせて取り組んでいく必要があるため、市民にとって分かりやすい総合計画となるよう、表現・内容・成果指標などについて更に工夫されたい。

(2) 湘南ベルマーレについて

湘南ベルマーレは市民と交流し、生きがいや元気をもたらしており、本市固有の魅力となっているため、市民クラブとしての位置付けなどについて表現されたい。

(3) 将来の人口想定について

将来の人口想定については、十分検討されたい。

以上

(5) 平塚市総合計画審議会における検討経過

開催日		主な内容
第1回	平成17年 7月12日(水)	○(仮称)次期平塚市総合計画について ○ひらつか未来市民会議提言書について
第2回	平成17年 10月28日(金)	○(仮称)次期平塚市総合計画たたき台について
第3回	平成18年 2月13日(月)	○(仮称)次期平塚市総合計画一次素案について
第4回	平成18年 5月9日(火)	○(仮称)次期平塚市総合計画「基本構想及び基本計画」(素案)について (諮問)
第5回	平成18年 5月31日(水)	○(仮称)次期平塚市総合計画「基本構想及び基本計画」(素案)について
第6回	平成18年 6月28日(水)	○答申(案)について

※平成18年7月4日(火)に、(仮称)次期平塚市総合計画「基本構想及び基本計画」(素案)について答申。

(1) (仮称) 次期平塚市総合計画策定委員会等設置要綱

(仮称) 次期平塚市総合計画策定委員会等設置要綱

第1章 通則

(目的及び設置)

第1条 (仮称) 次期平塚市総合計画(以下「次期総合計画」という。)の策定に関する調査、計画立案等の総合的調整を行うため、(仮称)次期平塚市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

2 前項に規定する策定委員会の補助機関として、(仮称)次期平塚市総合計画策定幹事会(以下「策定幹事会」という。)、(仮称)次期平塚市総合計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)及び(仮称)次期平塚市総合計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

第2章 策定委員会

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次期総合計画の基本構想及び基本計画の最終素案(以下「最終素案」という。)を策定すること。
- (2) 最終素案に係る総合調整に関すること。
- (3) その他最終素案策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定委員会の会議等)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この章に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第3章 策定幹事会

(所掌事務)

第8条 策定幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロジェクトチームから提出された基本構想の素案について調整及び検討し、策定委員会に提出するため必要な事項に関すること。
- (2) 作業部会から提出された基本計画の素案について調整及び検討し、策定委員会に提出するため必要な事項に関すること。

(組織)

第9条 策定幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第10条 幹事長は、策定幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事長及び副幹事長は、説明のため策定委員会に出席するものとする。

(策定幹事会の会議等)

第11条 策定幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は会議の議長となる。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 策定幹事会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第13条 この章に定めるもののほか、策定幹事会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第4章 作業部会

(所掌事務)

第14条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の素案を策定し、策定幹事会に提出すること。
- (2) 前号について必要な調査及び検討に関すること。

(組織)

第15条 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会長及び副部会長の職務)

第16条 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(作業部会の会議等)

第17条 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長は会議の議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第18条 作業部会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第19条 この章に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会が定める。

第5章 プロジェクトチーム

(所掌事務)

第20条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の素案を策定し、策定幹事会に提出すること。
- (2) 前号について必要な調査及び検討に関すること。

(組織)

第21条 プロジェクトチームは、上席課長代理職以下で基本構想素案策定に意欲と情熱のある次の構成員をもって組織する。

- (1) 別表4に掲げる部長が指名する職員
14人

(2) 公募職員 10人以内

2 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを各1人置き、構成員の互選により定める。

(リーダー及びサブリーダーの職務)

第22条 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(プロジェクトチームの会議等)

第23条 プロジェクトチームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーは会議の議長となる。

2 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第24条 プロジェクトチームの任期は、基本構想が平塚市議会において議決されたときまでとする。

(庶務)

第25条 プロジェクトチームの庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第26条 この章に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、プロジェクトチームが定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成17年2月10日）から施行し、次期総合計画が施行されたときにその効力を失う。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成19年6月1日）から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

委員長	企画部長
副委員長	総務部長
委員	経済部長
委員	公営事業所長
委員	市民部長
委員	防災安全部長
委員	健康福祉部長
委員	環境部長
委員	都市政策部長
委員	都市整備部長
委員	道路部長
委員	下水道部長
委員	市民病院事務局長
委員	議会事務局長
委員	選挙管理委員会事務局長
委員	監査委員事務局長
委員	農業委員会事務局長
委員	教育委員会教育総務部長
委員	教育委員会学校教育部長
委員	教育委員会社会教育部長
委員	消防長

別表 2 (第 9 条関係)

幹事長	企画課長
副幹事長	行政総務課長
幹事	まちづくり政策室長
幹事	職員課長
幹事	財政課長
幹事	産業政策課長
幹事	事業課長
幹事	市民活動課長
幹事	防災課長
幹事	福祉政策課長
幹事	環境政策課長
幹事	都市政策課長
幹事	都市整備課長
幹事	道路総務課長
幹事	下水道総務課長
幹事	病院総務課長
幹事	議会総務課長
幹事	監査課長
幹事	教育委員会教育総務課長
幹事	教育委員会学務課長
幹事	教育委員会社会教育課長
幹事	消防総務課長

別表 3 (第 1 5 条関係)

部会長	企画課企画調整担当長
副部会長	行政総務課庶務・文書担当長
部会員	まちづくり政策室政策担当長
部会員	職員課人事研修担当長
部会員	財政課財政担当長
部会員	産業政策課産業政策担当長
部会員	事業課庶務担当長
部会員	市民活動課市民生活担当長
部会員	防災課防災担当長
部会員	福祉政策課庶務担当長
部会員	環境政策課環境政策担当長
部会員	都市政策課都市政策担当長
部会員	都市整備課市街地整備担当長
部会員	道路総務課道路調整担当長
部会員	下水道総務課庶務担当長
部会員	病院総務課庶務担当長
部会員	議会総務課庶務担当長
部会員	選挙管理委員会事務局庶務担当長
部会員	監査課監査担当長
部会員	農業委員会事務局総務担当長
部会員	教育委員会教育総務課庶務担当長
部会員	教育委員会学務課学務担当長
部会員	教育委員会社会教育課社会教育担当長
部会員	消防総務課庶務担当長

別表 4 (第 2 1 条関係)

企画部長
総務部長
経済部長
市民部長
防災安全部長
健康福祉部長
環境部長
都市政策部長
都市整備部長
道路部長
下水道部長
教育委員会教育総務部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

(2) (仮称) 次期平塚市総合計画策定委員会等における検討経過

策定委員会

開催日		主な内容
第1回	平成17年 4月15日(金)	○策定趣旨について
第2回	平成17年 6月1日(水)	○(仮称)次期平塚市総合計画策定の考え方について ・(仮称)次期平塚市総合計画策定の考え方 ・市民意識調査 ・将来推計人口 ・基礎調査 ・市民参加 ・ひらつか未来市民会議提言書(案)
第3回	平成17年 9月30日(金)	○(仮称)次期平塚市総合計画 たたき台について
第4回	平成17年 11月28日(月)	○(仮称)次期平塚市総合計画 たたき台への意見について ○「土地利用の構想」、「基本構想の実現に向けて」について ○個別施策の検討状況について
第5回	平成18年 1月6日(金)	○(仮称)次期平塚市総合計画 一次素案(原案)について ○(仮称)次期平塚市総合計画 たたき台に対する意見について ○「土地利用の考え方」、「基本構想・基本計画の実現に向けて」について
第6回	平成18年 1月17日(火)	○(仮称)次期平塚市総合計画 一次素案について
第7回	平成18年 4月10日(月)	○(仮称)次期平塚市総合計画 二次素案(原案)について
第8回	平成18年 7月14日(金)	○平塚市総合計画審議会答申の内容について ○(仮称)次期平塚市総合計画 最終素案(原案)の内容確認

策定幹事会

開催日		主な内容
第1回	平成17年 4月19日(火)	○策定趣旨について
第2回	平成17年 6月1日(水)	○(仮称)次期平塚市総合計画策定の考え方について ・(仮称)次期平塚市総合計画策定の考え方 ・市民意識調査 ・将来推計人口 ・基礎調査 ・市民参加 ・ひらつか未来市民会議提言書(案)
第3回	平成17年 9月27日(火)	○策定の経過について ○(仮称)次期平塚市総合計画 たたき台について
第4回	平成17年 11月9日(水)	○(仮称)次期平塚市総合計画 たたき台について ○「土地利用の構想」、「基本構想の実現に向けて」について ○(仮称)次期平塚市総合計画 一次素案に向けた検討課題について
第5回	平成17年 11月25日(金)	○(仮称)次期平塚市総合計画 たたき台への意見について ○「土地利用の構想」、「基本構想の実現に向けて」について ○個別施策の検討状況について
第6回	平成17年 12月26日(月)	○(仮称)次期平塚市総合計画 一次素案(原案)について ○(仮称)次期平塚市総合計画 たたき台に対する意見について ○「土地利用の考え方」、「基本構想・基本計画の実現に向けて」について
第7回	平成18年 1月13日(金)	○(仮称)次期平塚市総合計画 一次素案について
第8回	平成18年 4月6日(木)	○(仮称)次期平塚市総合計画 二次素案(原案)について
第9回	平成18年 7月12日(水)	○平塚市総合計画審議会答申の内容について ○(仮称)次期平塚市総合計画 最終素案(原案)の内容確認

作業部会

開催日		主な内容
第 1 回 ～ 第 3 回	平成 17 年 4 月 ～ 平成 17 年 6 月	○（仮称）次期平塚市総合計画策定の考え方について ・（仮称）次期平塚市総合計画策定の考え方 ・市民意識調査 ・将来推計人口 ・基礎調査 ・市民参加 ・ひらつか未来市民会議提言書（案）
第 4 回 ～ 第 10 回	平成 17 年 7 月 ～ 平成 17 年 10 月	○（仮称）次期平塚市総合計画 たたき台について ・基本構想の骨格（案）の確認 ・基本計画たたき台（案）の検討 ・基本計画たたき台（案）の肉付け ・基本構想たたき台（案）の確認
第 11 回 ～ 第 28 回	平成 17 年 10 月 ～ 平成 18 年 2 月	○（仮称）次期平塚市総合計画 一次素案について ・個別施策の検討 ・市民と市の役割の検討 ・成果指標の検討 ・市民意見の対応検討
第 29 回 ～ 第 31 回	平成 18 年 3 月 ～ 平成 18 年 4 月	○（仮称）次期平塚市総合計画 二次素案について ・内容検討 ・策定組織からの意見対応
第 32 回	平成 18 年 7 月	○（仮称）次期平塚市総合計画 最終素案について ・平塚市総合計画審議会答申の内容確認 ・（仮称）次期平塚市総合計画 最終素案（原案）の確認

プロジェクトチーム

開催日		主な内容
第 1 回 ～ 第 3 回	平成 17 年 4 月 ～ 平成 17 年 5 月	○（仮称）次期平塚市総合計画策定の考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）次期平塚市総合計画策定の考え方 ・市民意識調査 ・将来推計人口 ・基礎調査 ・市民参加 ・ひらつか未来市民会議提言書（案）
第 4 回 ～ 第 17 回	平成 17 年 6 月 ～ 平成 17 年 9 月	○（仮称）次期平塚市総合計画 たたき台について <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の骨格（案）の検討 ・序論の検討 ・将来像・基本理念の検討 ・基本構想たたき台（案）の検討
第 18 回 ～ 第 30 回	平成 17 年 10 月 ～ 平成 18 年 2 月	○（仮称）次期平塚市総合計画 一次素案について <ul style="list-style-type: none"> ・「土地利用構想」及び「基本構想の実現に向けて」の検討 ・市民意見の対応検討
第 31 回 ～ 第 32 回	平成 18 年 3 月	○（仮称）次期平塚市総合計画 二次素案について <ul style="list-style-type: none"> ・内容検討
第 33 回	平成 18 年 7 月	○（仮称）次期平塚市総合計画 最終素案について <ul style="list-style-type: none"> ・平塚市総合計画審議会答申の内容確認 ・（仮称）次期平塚市総合計画 最終素案（原案）の確認

(1) 市民意識調査

- ・平成16年10月12日～10月27日にかけて、平塚市内に在住する満16歳以上の男女5,000人を対象に行った（抽出方法：無作為抽出、調査方法：郵送配布、郵送回収）。
- ・有効回収数：1,610、有効回収率：32.4%
- ・主な内容：平塚市の市政に関する満足度について
今後、概ね10年間で重点的に取り組むべきことについて
平塚市の将来の都市イメージについて

(2) シンポジウム、フォーラム

開催日		主な内容
シンポジウム	平成16年 11月27日（土）	○基調講演 『活かす時代のまちづくり』 ○ひらつか未来市民会議の経過報告 ○まちづくりトーク 市長と語る『市民が展望する平塚市の未来』
フォーラム	平成17年 4月24日（日）	○部会からの検討成果の概要報告 ○部会別の意見交換 ○意見交換の内容報告
	平成17年 11月6日（日）	○絵画・作文コンクールの作品紹介、発表、作者感想 ○（仮称）次期平塚市総合計画 たたき台の概要説明 ○フリートーク『みんなで考える新しいまちづくり』
	平成18年 2月19日（日）	○（仮称）次期平塚市総合計画 一次素案の概要説明 ○市民と市の協働による取組みの事例発表 ①やわた子ども村 “子どもが地域から学び、地域が子どもを育てる” ②おかざき鈴の里（岡崎地区町内福祉村） “皆でつくろう「すみよい 町づくり」”

(3) ひらつかの未来を語る市民のつどい

開催日	会場	参加者数	主な内容
平成16年 12月14日（火）	勤労会館	21名	○新しい総合計画の策定について ○ひらつか未来市民会議の経過報告 ○「語ろう・・・ひらつかの未来！」 ・グループに分かれて、ひらつかの「好きなおところ」、「嫌いなおところ」、「将来のあるべき姿」などについて意見交換を実施
平成16年 12月15日（水）	神田公民館	15名	
	金田公民館	22名	
平成16年 12月16日（木）	金目公民館	9名	
	旭南公民館	17名	
平成16年 12月19日（日）	なでしこ公民館	30名	
	大原公民館	14名	
合計	7箇所	128名	

(4) ひらつか未来市民会議

平成16年8月に「(仮称) ひらつか未来市民会議」のメンバーを公募し、計69名の市民によって「市民の視点に立った」平塚市のめざす姿について「提言書」を取りまとめた。

開催日		主な内容																		
【段階1】 市民会議の運営方法・平塚市の課題の把握																				
第1回	平成16年 9月12日(日)	○市民会議を始めるに当たって ○自己紹介 ○質疑応答																		
第2回	平成16年 9月30日(木)	○自己紹介 ○一人一人の平塚市への想いをカードに書き出そう(グループ別) ○市民会議の名称を決めよう																		
第3回	平成16年 10月5日(火)	○前回の成果(平塚市への想い)を充実させよう ○グループ発表～これからのまちづくり、市民の想い～																		
【段階2】 課題をもとにした生活像の検討(部会立ち上げ)																				
第4回	平成16年 10月28日(木)	○第2回・第3回市民会議の成果をもとにしたテーマの設定(全体) ○テーマにそった将来イメージと取組みを考えよう(テーマ別)																		
第5回	平成16年 11月14日(日)	○テーマにそった将来イメージと取組みを考えよう(全体) ○グループ発表(全体)																		
第6回	平成16年 11月23日(木)	○これまでの市民会議を振り返ろう ○今後、検討しやすいテーマの分け方を考えよう ○円滑な部会の運営方法を考えよう																		
【段階3】 部会ごとの課題・取組みの検討																				
第7回	平成17年 2月6日(日)	○部会ワーキング ○全体会(部会の検討成果報告・全体意見交換など) ○フォーラム開催の準備についての確認ほか																		
<p><6つの部会></p> <table border="0"> <tr> <td>第1部会</td> <td>平塚の望ましい将来像・イメージ</td> <td>・・・(平塚の将来像、まちのイメージと魅力)</td> </tr> <tr> <td>第2部会</td> <td>みんなが支え合うまちづくり</td> <td>・・・(子育て、高齢者、障害者、医療・保健、防災・防犯)</td> </tr> <tr> <td>第3部会</td> <td>やすらげる環境づくり</td> <td>・・・(自然環境(含む風景)、住環境(含む都市景観))</td> </tr> <tr> <td>第4部会</td> <td>豊かな人間性を育む人づくり</td> <td>・・・(教育(学習)、文化)</td> </tr> <tr> <td>第5部会</td> <td>活力のある持続可能な産業</td> <td>・・・(農業、水産業、商業、工業、新産業)</td> </tr> <tr> <td>第6部会</td> <td>みんなのための公共施設と交通システムを考える</td> <td>・・・(駅周辺、交通、施設、防災)</td> </tr> </table>			第1部会	平塚の望ましい将来像・イメージ	・・・(平塚の将来像、まちのイメージと魅力)	第2部会	みんなが支え合うまちづくり	・・・(子育て、高齢者、障害者、医療・保健、防災・防犯)	第3部会	やすらげる環境づくり	・・・(自然環境(含む風景)、住環境(含む都市景観))	第4部会	豊かな人間性を育む人づくり	・・・(教育(学習)、文化)	第5部会	活力のある持続可能な産業	・・・(農業、水産業、商業、工業、新産業)	第6部会	みんなのための公共施設と交通システムを考える	・・・(駅周辺、交通、施設、防災)
第1部会	平塚の望ましい将来像・イメージ	・・・(平塚の将来像、まちのイメージと魅力)																		
第2部会	みんなが支え合うまちづくり	・・・(子育て、高齢者、障害者、医療・保健、防災・防犯)																		
第3部会	やすらげる環境づくり	・・・(自然環境(含む風景)、住環境(含む都市景観))																		
第4部会	豊かな人間性を育む人づくり	・・・(教育(学習)、文化)																		
第5部会	活力のある持続可能な産業	・・・(農業、水産業、商業、工業、新産業)																		
第6部会	みんなのための公共施設と交通システムを考える	・・・(駅周辺、交通、施設、防災)																		
【段階4】 部会ワーキング成果を全体で共有・相互調整																				
第8回	平成17年 3月6日(日)	○部会ワーキング ○全体会(部会の検討成果報告・全体意見交換など) ○フォーラムについて																		
第9回	平成17年 4月3日(日)	○フォーラム開催に向けた検討																		

開催日		主な内容
【段階5】 提言のまとめ		
第10回	平成17年 5月17日(火)	○全体会 ・市民提言書の基本構成の検討 ・各部会提言の取りまとめ
第11回	平成17年 5月29日(日)	○部会の報告と質疑応答 ○提言書のまとめ方について ○提言書の提出方法について
第12回	平成17年 7月2日(土)	○提言書提出 ○市長あいさつ ○部会からの提言説明 ○「市長を囲んで直接思いを・・・」
第13回	平成17年 7月13日(水)	○テーブル(部会)ごとの話し合い (策定プロジェクトチーム、策定作業部会との意見交換会) ○全体会
<div style="text-align: right;">市民提言書表紙</div> 		
【段階6】 たたき台、一次素案に対する意見のまとめ		
第14回	平成17年 8月7日(日)	○(仮称)次期平塚市総合計画 たたき台(案)の確認 (策定プロジェクトチーム、策定作業部会との意見交換会) ○全体会
第15回	平成17年 10月28日(金)	【第1部 策定プロジェクトチーム、策定作業部会との意見交換会】 ○(仮称)次期平塚市総合計画 たたき台の確認 ○(仮称)次期平塚市総合計画 一次素案作成に向けた意見書の提出について 【第2部 全体会】 ○市民会議の今後の運営について
第16回	平成18年 2月11日(土)	【第1部 策定プロジェクトチーム、策定作業部会との意見交換会】 ○(仮称)次期平塚市総合計画 一次素案の確認 ○(仮称)次期平塚市総合計画 二次素案作成に向けた意見書の提出について 【第2部 全体会】 ○市民会議の今後について

(5) 「未来のひらつか」 絵画コンクール・作文コンクール

- ・対象 : 小学生及び中学生
- ・応募作品数 : 絵画コンクール 76点
作文コンクール 92点
- ・入賞作品 : 次のとおり

= 絵画コンクール =

○小学生・低学年の部

賞	氏名	題名
最優秀賞	栗原 大貴	うごくほどう
優秀賞	大畑 あかり	ひらつかのえき
優秀賞	金内 優弥	恐竜も住むひらつか
佳作	茶圓 春香	みどりがいっぱいあふれる公園のあるひらつか
佳作	張 夢琳	あんしんあんぜんな平塚
佳作	飛弾 風花	みらいの平塚
佳作	平田 海	ロボットのすむ平塚
佳作	町田 果歩	花とくだものとうぶつとなかよくくらすたのしいみらいのひらつか
佳作	山田 彩未	きれいな星空の下でみんな仲良くすめる平塚

○小学生・中学年の部

賞	氏名	題名
最優秀賞	熊澤 翔	発展した平塚駅の周辺
優秀賞	相澤 康智	みらいの車にのって、お父さんがしごとにでかけるよ
優秀賞	張 嘉琳	十年後の平塚
佳作	鹿野 クリスタ	楽しい未来のまち
佳作	高橋 七海	未来のひらつか
佳作	高橋 雛	みんな仲よし明るいまち
佳作	中島 圭祐	十年後のぼく
佳作	平田 芽衣	ロボットがいてモノレールがあるみらいの平塚

○小学生・高学年の部

賞	氏名	題名
最優秀賞	木村 紘子	未来の平塚名物～七夕～
優秀賞	中村 明詞	未来の平塚のまち
優秀賞	服部 真梨菜	未来の町
佳作	高石 滯	10年後の平塚
佳作	寺島 玲奈	こんな平塚みてみたい
佳作	西野 藍	近未来・ひらつか

○中学生の部

賞	氏名	題名
優秀賞	山本 春奈	人と緑にあふれた明るい商店街

= 作文コンクール =

○小学生・低学年の部

賞	氏名	題名
最優秀賞	保田 菜緒	未来の平つか
優秀賞	中島 瑠奈	しょうらいのひらつか
優秀賞	岡元 優	しょうらいのひらつか
佳作	今井 陸人	ひらつかにゆうえんち
佳作	川又 豊	コンピューターでうごくどうろ
佳作	鈴木 寧々	これからのひらつか
佳作	張 夢琳	あんぜん、あんしんな平塚
佳作	松田 あお生	みらいのひらつか

○小学生・中学年の部

賞	氏名	題名
最優秀賞	高梨 和仁	平和な平塚
優秀賞	斉藤 愛美	これからのまちづくり
優秀賞	渋谷 公威	大すきな平塚のお祭り
佳作	芦川 泰隆	十年ごの平つか
佳作	伊藤 駿	未来の平塚
佳作	大和田 諒	未来の平塚
佳作	近藤 亜理紗	しあわせな平塚
佳作	斉藤 菜月	交通安全の町
佳作	坂本 涼	二十年後の平塚市
佳作	高橋 愛	ポイスてのない町平塚
佳作	張 嘉琳	みんなが作る平塚
佳作	宮島 里歩	海辺の水族館

○小学生・高学年の部

賞	氏名	題名
最優秀賞	大平 喬	提案！！「安心環境ロード」
優秀賞	田中 桃子	みんな笑顔の平塚市にするため
佳作	川野 晃世	10年後の平塚
佳作	川又 薫	平塚の川
佳作	志田 明美	未来の平塚
佳作	若菜 圭祐	ゆたかな平塚

○中学生の部

賞	氏名	題名
最優秀賞	古谷 正太郎	市内の交通システムについて
優秀賞	森 亮介	未来の平塚
優秀賞	森野 有咲	小さな事からコツコツと！
佳作	天ヶ瀬 可奈	エコタウンにしたい！
佳作	伊藤 奈津美	私が思う平塚市の未来
佳作	岩佐 伸之	未来にたくして
佳作	小川 史帆里	理想のひらつか
佳作	小澤 香苗	私たちの街、平塚
佳作	柴崎 陽子	花の街ひらつか
佳作	高橋 和也	平塚・環境の未来
佳作	見留 綾夏	こうなったらいいのにな・・・
佳作	森 亜衣香	私の考える未来の平塚市
佳作	森 美咲	住みやすい環境って何だろう

【あ行】**ISO**

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格。

本市は、ISO14001 (事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進するしくみ) を平成12年2月に認証取得した。

ICT

Information and Communication Technology の略。
情報や通信に関する技術の総称。

アイドリングストップ運動

自動車が走っていないときにエンジンをかけっぱなしにすること(アイドリング)は、できるだけやめようという運動。

生きがい事業団

高齢者の豊かな経験と技術を社会に役立て、同時に仕事をする事により、高齢者自身の生きがいを見出していただくことを目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、設置された公益法人。

本市では、財団法人平塚市生きがい事業団として昭和55年8月に設立。

海業

漁業と市民との交流や漁業からマリンレジャーまで、海を利用して成り立っている様々な業を総称した新しい産業構造。

エコ・ミュージアム

ある一定の文化圏を構成する地域の人々の生活と、その自然、文化及び社会環境の発展過程を史的に研究し、それらの遺産を現地において保存、育成、展示することによって、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする野外博物館。

NPO法人

特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された法人。

※NPO (Non Profit Organization の略) = 継続的、自発的に、福祉の増進、環境保全、まちづくりなどの社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体の総称。

沿岸漁場

比較的海岸から近い海で魚を捕ったり、海岸で海藻や貝などを捕る漁業。

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書においては、6種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)が削減対象になっている。

【か行】**介護保険制度**

40歳以上の方が加入者(被保険者)となって、介護保険料を負担し、介護が必要になったときにサービスを受けられる制度。平成12年(2000年)4月から実施。

介護相談員

介護サービスの提供の場において、利用者から介護サービスに関する相談に応じたり、サービス提供事業者と意見の交換を行うなど、利用者とのパイプ役となって介護サービスの質の向上を図る人。

核兵器廃絶平和都市宣言

自治体と市民が主体となり、核兵器廃絶・恒久平和の主張を宣言すること。

本市では、昭和60年(1985年)12月20日に宣言した。

環境共生モデル都市

環境への負荷を軽減し、ゆとりのある都市空間を維持し、自然との共生や快適な環境の創造を図っている都市。

環境市民

環境に関心をもつだけでなく、自発的、積極的に行動する市民や事業者のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

行政評価

政策、施策及び事務事業について、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの。

京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議(「気候変動に関する国際連合枠組み条約」第3回締結国際会議)において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。日本では、2008年から2012年までの間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが求められている。2005年2月に正式に発効した。

草の根の交流

市民や市民の任意団体どうしが、自主的に行っている交流。通常、国や自治体が行う外交的な交流と対比して用いられる。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

クリーンエネルギー

無公害の風力・太陽光・水力発電でつくられるエネルギー。

グローバル化

様々な活動が、国内だけにとどまらずに地球的規模に行われること。

ケアマネジメントリーダー

介護支援専門員への個別指導、助言や地域のケア体制(ケアチーム)の構成支援などにより、介護支援専門員の業務を支援する人。国や県が実施する「ケアマネジメントリーダー養成研修」を修了した人。

減災

事前の予防策を講ずることで、災害発生時の被害を最小限に食い止めること。

広域避難場所

災害によって大火災が発生したとき、そのふく射熱や煙から身を守ることができる場所。

公共職業安定所(ハローワーク)

求人・求職の紹介、あっせんや情報提供を行うとともに、求職者に対するアドバイスや職業訓練などの相談に応じている機関。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別(年齢階級別)出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその観察期間の年齢別(年齢階級別)出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標。

コーディネーター、コーディネート

いろいろな活動の調整役となる専門的な知識などをもった人材、あるいは調整すること。

国民保護計画

政府が定める「国民の保護に関する基本指針」に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練に関する事項などを定める。

コミュニティ、コミュニティ活動

共通の目的や問題意識をもち、相互の情報交換や情報共有を通して、共同で目的の実現を推進する人の集まり。自治会を始めとして、地域のつながり(地縁)によって集まる地域コミュニティや、個々の関心や趣味など特定のテーマによって集まるテーマコミュニティがある。

コミュニティビジネス

市民が主体となって、子育て支援や高齢者支援など地域が抱える様々な課題をビジネスの手法により解決し、その活動の利益を地域に還元するという事業のこと。地域のためになるだけでなく、働く人の生きがいや働きがいにもつながると期待されている。

【さ行】

栽培漁業

魚介類の種苗生産・放流を中心とする漁業。

産学公の連携

企業、大学、行政との連携のこと。

持続可能

社会のしくみを環境の変化に対応して見直すことにより、その根本的な目的を維持・持続していくという考え方。

指定管理者制度

スポーツ施設、福祉施設、文化施設などの公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人、その他の団体に行わせることができる制度。

市民活動ファンド

市民が自らの意志で社会の様々な課題に主体的に取り組む活動である「市民活動」を、助成金の給付によって支援するもの。

市民休養の郷

昭和57年(1982年)に市制50周年を記念して、静岡県天城湯ヶ島町(現 伊豆市)と「平塚市民休養の郷」の提携をした。

市民農園

市民がレクリエーション目的などで小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための農園。

社会貢献

個人や企業や団体などの社会的集団が社会全体に対し貢献すること。

就労指導員

生活保護受給者の就労を支援する指導員。

循環型社会

資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ、一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた社会のことをいう。

食農教育

生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農(農業)」について、学び体験すること。

スクールカウンセラー

いじめや不登校などの心の悩みに専門的な立場から助言、援助を行うために、小学校・中学校・高等学校に配置された臨床心理士などのカウンセリングの専門家。

ゼロエミッション化

「循環型社会」を構築するために、生産－流通－消費－廃棄の各段階で、排出物(エミッション)を限りなくゼロに近づけること。

相互応援協定都市

災害を受けた都市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を行う協定に加盟している都市のこと。

【た行】

団塊の世代

第二次世界大戦直後の昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。

地域ブランド

地域発の商品・サービスのブランド化を通じ、地域経済の活性化につなげようとする取り組み。

地域ボランティアセンター機能

地域の様々な課題を解決するために、各地域を単位として、住民へのボランティア活動の啓発・募集・育成などを行い、住民が個人として地域活動に参加できる場づくりや地域のニーズにより、ボランティアを紹介・派遣などのコーディネートをする機能。

地球温暖化

大気中の、二酸化炭素などの温室効果ガスの量が増えることで、地球全体の平均気温が上昇し続けている現象のこと。

地区計画

地区の特性に応じ、公園、街路など地区施設の配置、建築物の用途・敷地・形態などの制限など総合的な計画を定め、市街地の良好な環境の維持、形成をめざす制度。

地産地消

その地域の産物をその地域で消費すること。

知的財産

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報。

町内福祉村

誰もが住み慣れた地域で、その人らしい安心のある自立した生活がおくれるようにするため、市や各種団体などとの連携のもと、地域住民の自主的、主体的な参加を基本とした住民相互の支え合い活動やふれあい交流活動などを行うボランティアを中心とした地域組織。市内の松原・港・花水・金田・岡崎・松が丘・城島・大神の8地区に、住民との協働により設立され、本市として全市域への設置を推進している。

低公害車

窒素酸化物や粒子状物質などの排出が少ない、又はこれらを全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。天然ガス車、メタノール自動車、ハイブリッド車、電気自動車などがある。

特定高齢者

要介護・要支援状態に至るリスクが高い高齢者。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、土地所有者などから土地の一部を提供してもらい、道路や公園など新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を形成することにより、居住環境の向上を図るもの。

【な行】

ニート

NEET(Not in Employment ,Education or Training)。

働くことや学ぶことを放棄し、労働市場に参入してこない若者たちを指す造語。15歳から34歳までの非労働力人口のうち卒業者かつ未婚者であり、通学や家事を行っていない者。

認定農業者

経営規模の拡大や生産方式の合理化をめざす「農業経営改善計画」を市町村に申請し、認定を受けた意欲ある農業者。

農業産出額

品目別生産量に品目別農家庭先販売価格(農作物価統計調査、農業経営統計調査、卸売市場統計調査結果などを利用した推計値)を乗じて求めた数値。

ノーマライゼーション

障害者の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じにすること。

【は行】

バリアフリー

障害者や高齢者が生活する上で、行動の妨げとなる障害を取り去った生活空間のあり方のこと。具体的には歩行空間の段差の解消や公共施設におけるエレベーターの設置や案内などの点字表示などがあげられる。

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示す。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

ひらつかCO₂CO₂（コツコツ）プラン

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの1つである二酸化炭素(CO₂)を家庭生活の中で減らすために、本市が提案する市民行動プラン。

フリーター

15歳から34歳までの若年(ただし、学生と主婦を除く。)のうち、パート・アルバイト(派遣などを含む。)及び働く意志のある無職の人。

ベンチャー企業

新技術の開発や、価値観の多様化や変化によって生じた新規事業分野など、既存の企業がまだ手がけていない未開発分野に進出することで、成立しているとする新興小規模企業。

ボランティア

一般的に自由意志による自発的・非営利目的で、その対象が公共的である活動をいう。

【や行】

遊休農地

過去1年以上、不作付の状態となっている農地。

ユニバーサルデザイン

すべての人にとって共通に、安全で使いやすい製品や快適で不便のない生活環境をデザインしていくという考え方。

ユビキタスネットワーク社会

いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセス可能なネットワーク環境が整っている社会。

要援護者

現在、生活保護を受けている、いないに関わらず支援を必要とする者。

【ら行】

老人クラブ

地域社会において、高齢者の生きがいを高め、その生活を健全で豊かなものとするとともに、社会の一員としての役割を果たし、自らの努力で老人福祉の増進を図ることを目的とする自主的組織。

【わ行】

ワークショップ

参加型体験学習の意味で、問題解決やトレーニングの手法として、近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役が、参加者が自発的に発言する環境を整え、参加者全員が体験する形で運営する。

わかば環境ISO

ISO14001に沿って、環境にやさしい学校づくりのための方針を掲げ、教職員及び児童・生徒などが役割分担を決め、取り組むメニューの選定、メニューの実行、行動の記録及び役割分担やメニューの定期的見直しをする本市独自のしくみ。

平塚市総合計画

Seikatsu Kaiteki Yume

生活快適・夢プラン

平成 19 年度～平成 28 年度

(2007 年度～2016 年度)

編集・発行：平塚市企画部企画課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話 0463-23-1111 (代表)

0463-21-8760 (直通)

FAX 0463-23-9467

e-mail : kikaku@city.hiratsuka.kanagawa.jp

